

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については24万円、申立期間②については23万9,000円、申立期間③については23万3,000円、申立期間④及び⑤については23万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については24万円、申立期間②については23万9,000円、申立期間③については23万3,000円、申立期間④及び⑤については23万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については24万2,000円、申立期間②については24万1,000円、申立期間③については23万5,000円、申立期間④及び⑤については24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については24万2,000円、申立期間②については24万1,000円、申立期間③については23万5,000円、申立期間④及び⑤については24万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については24万円、申立期間②については23万9,000円、申立期間③については23万3,000円、申立期間④及び⑤については23万9,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については24万円、申立期間②については23万9,000円、申立期間③については23万3,000円、申立期間④及び⑤については23万9,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については29万4,000円、申立期間②については29万8,000円、申立期間③については29万円、申立期間④及び⑤については24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については29万4,000円、申立期間②については29万8,000円、申立期間③については29万円、申立期間④及び⑤については24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主により提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②については34万3,000円、申立期間③については33万4,000円、申立期間④から⑦までについては34万3,000円、申立期間⑧及び⑨については33万4,000円、申立期間⑩及び⑪については33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については23万2,000円、申立期間②については23万4,000円、申立期間③については22万8,000円、申立期間④については23万4,000円、申立期間⑤については14万3,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については23万2,000円、申立期間②については23万4,000円、申立期間③については22万8,000円、申立期間④については23万4,000円、申立期間⑤については14万3,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①から⑥までについては5万円、申立期間⑦及び⑧については11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 26 日
③ 平成 18 年 8 月 15 日
④ 平成 18 年 12 月 25 日
⑤ 平成 19 年 8 月 15 日
⑥ 平成 19 年 12 月 24 日
⑦ 平成 20 年 8 月 20 日
⑧ 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①

から⑥までについては5万円、申立期間⑦及び⑧については11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①から③までについては5万円、申立期間④及び⑤については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月15日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年12月24日
④ 平成20年8月20日
⑤ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①から③までについては5万円、申立期間④及び⑤については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については5万円、申立期間②及び③については19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 24 日
② 平成 20 年 8 月 20 日
③ 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与手当台帳により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与手当台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については5万円、申立期間②及び③については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から61年3月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について、国民年金に未加入となっているとの回答を受け取った。

しかし、私は、昭和44年2月に、結婚のためA市町村（現在は、B市町村）からB市町村に転居した際に、B市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、同市町村から送付された納付書を使って、毎月、C銀行D支店の窓口で保険料を納付していたと記憶している。当時、夫は大きな会社に勤務しており、収入も十分であったので、間違いなく保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A市町村からB市町村に転居した際に、B市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、毎月、保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、A市町村及びB市町村が作成した申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年*月*日にA市町村で国民年金の強制加入被保険者として資格を取得した後、結婚（夫は、厚生年金保険の被保険者）により強制加入被保険者ではなくなった44年2月*日付けで、B市町村で資格を喪失した記録となっており、その後、61年4月1日付けで第3号被保険者として資格を取得するまで国民年金に未加入となっていることから、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、「B市町村から送付されてきた納付書により、毎月、C銀行D支店の窓口で保険料を納付していた。」と主張しているところ、B市町村では、「申立期間のうち、納付書の様式が確認できる昭和47年以降につ

いては、毎月納付ではなかった。」と回答している上、申立人が申立期間（206 か月）の保険料を毎月納付したにもかかわらず、その全ての記録が失われたとは通常考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から29年10月1日まで

私は、昭和26年6月から32年6月頃までの約6年間について、A事業所に勤務していた。29年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、それ以前から継続して勤務しており、勤務形態に変更は無かったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所では、「当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と回答しており、当時の事業所長及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため証言が得られず、同事業所における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に、昭和29年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が一人確認できるところ、この者は、「私は26、27年頃から勤務していた。」と述べており、このほか、30年11月1日及び32年2月1日に資格を取得している者は、「私は、高校卒業後(30年3月)すぐに勤務した。勤務当初は厚生年金保険や健康保険に加入していなかった。」、「私は、31年の夏から勤務した。」と述べていることから判断すると、申立期間当時、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確

認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月頃から36年5月頃まで
② 昭和36年6月頃から42年12月頃まで
③ 昭和43年2月頃から46年7月頃まで

私は、申立期間①については、A株式会社B現場で、申立期間②については、同社C現場で働いた。どちらも、同社D事業所に所属し、リーダーと同僚の氏名を記憶している。

また、申立期間③については、私の記憶では、E株式会社に勤務し、同社で厚生年金保険に加入していたはずであるが、年金記録では、申立期間③のうち、昭和43年2月1日から同年7月30日までの期間について、F株式会社で厚生年金保険に加入した記録となっている。しかし、私はF株式会社に勤務した記憶が無いので、記録の誤りだと思う。

申立期間①から③までについては、全て兄と一緒に働いていたので、これらの期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「兄と一緒に、A株式会社D事業所の作業員としてB現場で働き、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、A株式会社G支店の元社員の証言から、申立人は、同社B現場で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社G支店では、「当社の人事記録を確認したが、申立人が正社員であったとは確認できなかった。」と回答している上、同社の複数の元社員は、「D事業所は、当支店の協力会社であった。」、「当時、当支店で厚生年金保険に加入したのは、本社採用の正社員及び支店採用の社員のみであり、協力会社の社員を厚生年金保険に加入させるこ

とはなかった。」と証言している。

また、A株式会社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶する同社D事業所の社員9人（申立人の兄を含む。）全員について、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「兄と一緒に、A株式会社D事業所の作業員としてC現場で働き、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、申立人の兄は、昭和36年3月1日から同年12月8日までの期間及び37年4月1日から同年12月10日までの期間について、同社H出張所で厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、A株式会社I支店では、「同社H出張所の開設は昭和34年9月10日、閉鎖は38年10月20日であった。申立人の勤務が確認できる当時の資料は見当たらない。」と回答している。

また、A株式会社I支店の複数の元社員は、「C現場の協力会社の中にD事業所があった。」、「当時、工事現場において、協力会社の責任者クラスの者を、本社採用の正社員及び支店採用の社員と同様の扱いとする制度があり、これらの者は厚生年金保険に加入させていた。しかし、協力会社の一般作業員については、厚生年金保険には加入させなかった。」と証言しているところ、申立人は、「私は作業員であった。」と述べており、同社H出張所で厚生年金保険の加入記録がある兄については、「J職であった。」と述べている。

- 3 申立期間③について、申立人は、「年金記録では、申立期間③のうち昭和43年2月1日から同年7月30日までの期間について、F株式会社で厚生年金保険に加入した記録となっているが、私は同社に勤務しておらず、申立期間③はE株式会社に勤務し、同社で厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②のうちの昭和38年4月29日から40年12月31日までの期間、及び41年3月6日から43年1月31日までの期間において、E株式会社に勤務し、申立期間③のうちの43年2月1日から同年9月10日までの期間において、F株式会社に勤務した記録となっている上、一緒に勤務したとする申立人の兄も、38年3月27日から42年10月31日までの期間においてE株式会社に、42年11月1日から43年4月30日までの期間において、F株式会社に勤務した記録となっていることが確認できる。

なお、オンライン記録から、F株式会社は、昭和43年7月30日付けで、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる。

また、F株式会社の元社員は、「E株式会社は、F株式会社の関連会社であった。私は、昭和38年頃にE株式会社に入社し、42年11月にF株式会社へ異動した。申立人とその兄が両社で作業員として勤務していたこと

を記憶している。」と述べている。

なお、E株式会社の当時の事務担当者は、「厚生年金保険には、正社員のみが加入した。正社員以外の作業員は、国民健康保険組合及び雇用保険に加入させていた。」と述べている。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A市町村のB有限会社では現場事務を担当していたが、子会社として、C市町村に株式会社Dを設立することになり、工場長として勤務することになった。

株式会社Dにおける雇用保険の記録では、昭和 48 年 7 月 1 日から勤務していることになっているが、厚生年金保険の記録は同年 8 月 1 日からとなっている。会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年 8 月 1 日のことだが、給与から同年 7 月分の厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、株式会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 8 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、B有限会社の当時の事務担当者は、「申立人が株式会社Dの工場長として出向した際、B有限会社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続を行った記憶がある。株式会社Dが操業を開始した当初、同社の従業員の給与事務も行っていたが、申立人の昭和 48 年 7 月分の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかについては、40 年近く前のことなので覚えていない。」と証言している。

さらに、株式会社Dに係る雇用保険及び厚生年金保険の記録から、申立人と同日の昭和 48 年 7 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 1

日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が13人みられるところ、このうち6人から聴取できたものの、同年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られなかった。

加えて、株式会社Dは、昭和50年2月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の保険料控除が確認できる資料は無い上、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 11 日から 45 年 4 月 10 日まで
夫の年金記録によると、申立期間について未加入期間となっているが、夫は年金に対する意識が高く、未加入期間があるのはおかしい。
生前、夫は、ほぼ毎年、A地域方面へ出稼ぎに行っており、申立期間は、B株式会社、C株式会社、D株式会社、E株式会社、F株式会社、G事業所、H事業所及びI事業所の8事業所のうち、いずれかへ出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入しているはずである。
申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、申立期間において、B株式会社、C株式会社、D株式会社、E株式会社、F株式会社、G事業所、H事業所及びI事業所の8事業所のうち、いずれかの事業所に出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間とほぼ一致する昭和 44 年 11 月 3 日から 45 年 4 月 20 日までの期間において、事業所名は確認できないものの、雇用保険の事業所番号から、J公共職業安定所管内の事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の妻が挙げた上記の8事業所のうち、5社(B株式会社、C株式会社、D株式会社、E株式会社及びF株式会社)については、申立人の雇用保険の加入記録から、雇用保険の事業所番号が前述の雇用保険の事業所番号とは一致していないことが確認できる。

また、3社(G事業所、H事業所及びI事業所)については、雇用保険の

事業所番号が確認できない上、申立人にこれらの事業所における雇用保険の加入記録は無く、オンライン記録を確認したものの、J年金事務所管内の厚生年金保険の適用事業所の中に、これらの事業所はいずれも見当たらないことから、これらの事業所において、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間とほぼ一致する昭和44年11月3日から45年4月20日までの期間、及びその翌年の45年11月15日から46年1月18日までの期間において、同一の事業所番号の事業所で勤務していたことが確認できるものの、その両方の期間について厚生年金保険に加入していないことから、当該事業所では、出稼ぎ労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性が考えられる。

なお、申立人の妻は、「生前の夫は、年金に対する意識が高かったため、未加入期間があるとは考え難い。」と述べているところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間について、昭和44年11月11日に国民年金被保険者資格を喪失し、45年4月10日に同資格を再取得した記録となっているほか、45年6月29日に、44年11月から45年3月までの国民年金保険料が還付された記録となっていることが確認できる。しかしながら、当時、申立人が居住していたK市町村では、申立期間当時の国民年金被保険者資格の得喪手続について、「被保険者が、出稼ぎ先で厚生年金保険に加入したことに伴い、資格喪失及び再取得を届け出た場合、出稼ぎ先に係る厚生年金保険に加入していた期間等が確認できる書類の提示を求めていたかは不明である。」と回答していることを踏まえると、同市町村では、厚生年金保険の資格取得を確認せず、申立人の申立期間について、国民年金の資格喪失及び保険料の還付を行った可能性が考えられる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。